

地域振興立法５法の対象地域

(R 6 年 4 月 1 日現在)

市町村名		過疎地域		振興山村地域		特定農山村地域		半島 地域	離島 地域
		△	過疎とみなされる区域 旧鏡村、旧土佐山村 の区域	△	一部指定地域 旧鏡村、旧土佐山村の区域	△	一部指定地域 旧鏡村、旧土佐山村の区域		
1	高 知 市	△		△	旧鏡村、旧土佐山村の区域	△	旧鏡村、旧土佐山村の区域		
2	室 戸 市	○		△	羽根村、吉良川町、佐喜浜町	○			
3	安 芸 市	○		△	畑山村、東川村	○			
4	南 国 市			△	上倉村、瓶岩村	△	上倉村、瓶岩村		
5	土 佐 市					△	高岡町、北原村		
6	須 崎 市	○		△	上分村、浦ノ内村	△	上分村、浦ノ内村、吾桑村		
7	宿 毛 市	○		△	小筑紫町、橋上村、平田村、山奈村	○		○	△
8	土佐清水市	○		△	下ノ加江町、三崎町、下川口町	○		○	
9	四 万 十 市	△	旧西土佐村の区域	△	旧西土佐村の区域及び旧中村市の八束村、後川村、大川筋村、富山村	○		△ (旧中村市)	
10	香 南 市	△	旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村の区域	△	旧香我美町の西川村、東川村及び旧夜須町の東川村の区域	△	旧香我美町の西川村、東川村及び旧夜須町の東川村の区域		
11	香 美 市	○		△	旧土佐山田町の天坪村、曉霞村・旧香北町の曉霞村、在所村、西川村及び旧物部村の区域	△	旧土佐山田町の大楠植村、新改村、天坪村、曉霞村及び旧香北町、旧物部村の区域		
12	東 洋 町	○		△	野根町	○			
13	奈 半 利 町	○				○			
14	田 野 町	○							
15	安 田 町	○				○			
16	北 川 村	○		○		○			
17	馬 路 村	○		○		○			
18	芸 西 村			△	東川村	△	東川村		
19	本 山 町	○		○		○			
20	大 豊 町	○		△	天坪村、大杉村	○			
21	土 佐 町	○		△	森村、地藏寺村	○			
22	大 川 村	○		○		○			
23	い の 町	○		△	旧本川村、旧吾北村の区域及び旧伊野町の神谷村、三瀬村	○			
24	仁 淀 川 町	○		△	旧池川町、旧仁淀村の区域及び旧吾川村の名野川村	○			
25	中 土 佐 町	○		△	旧大野見村の区域	○			
26	佐 川 町			△	尾川村	△	尾川村、加茂村		
27	越 知 町	○		△	大桐村、尾川村、明治村	○			
28	禰 原 町	○		○		○			
29	日 高 村					△	能津村		
30	津 野 町	○		△	旧東津野村の区域及び旧葉山村の上半山村	○			
31	四 万 十 町	○		△	旧窪川町の窪川町、松葉川村、仁井田村、東又村の区域及び旧大正町、旧十和村の区域	○			
32	大 月 町	○				○		○	
33	三 原 村	○		○		○		○	
34	黒 潮 町	○		△	旧大方町の白田川村の区域及び旧佐賀町の区域	○		△ (旧大方町)	
	合 計	29		28		33		6	1

地域指定市町村数：34市町村（11市17町6村）

（注）○全部指定 △一部指定 （過疎における△は、過疎地域とみなされる区域を有する市町村）